

## 《 令和6年度 いじめ防止基本方針 》

### ○いじめの定義といじめ防止の基本理念（「いじめ防止対策推進法(平成25年)」より）

#### （定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### （基本理念）

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって「いじめは人間として絶対に許されない」という強い意識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他の教育活動に関わる全ての者が連携し、いじめの問題の克服を目指して取り組まなければならない。

「いじめは、いつでも、どの生徒にも起こり得る」との危機意識をもち、学校が、全ての生徒にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう、家庭や地域等と連携し、全校を挙げて組織的にいじめの防止等に取り組むものとする。さらに、生徒自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉え、いじめの防止等の主体的な取組を積極的に行うことが大切であることを指導する。

## 2 いじめ防止等の指導方針

### (1) いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こり得るとの危機意識をもち、「校務運営委員会」や「いじめ防止対策委員会」、「生徒指導委員会」で、生徒の現状や行った指導について情報交換し、共通理解する。

生徒の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉えいじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、生徒一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う人間関係を育てる。

#### ① 生徒理解を深める取組

- ・ Q-U調査（学級診断尺度調査）を行う。（年に2回）
- ・ 生徒全員に対し、定期的に「悩み、困りごと調査」を行うとともに、全員面接（年間3回）、希望面接（年間6回）を実施する。
- ・ 個人カルテを作成する。

#### ② 生徒が主体となる取組

- ・ 学級や学年、生徒会の自発的、自治的な活動を推進する。
- ・ 行事の活動後に、互いのよさを認め合う活動を行い、共感的な人間関係を築く。

#### ③ 多様性を認め、人権侵害をしない心を育てる取組

- ・ 「特別の教科 道徳」の授業で、いじめに関する資料を取り扱う。（年2回以上）
- ・ ネットいじめを防止するため、SNSやメール等の適切な利用方法を含む情報モラル教育を複数の教科の授業で取り扱ったり長期休業前に講演会を開催したりして指導する。

#### ④ 家庭や地域等と連携した取組

- ・ 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- ・ PTAや学校評議員と協力して、地域ぐるみのいじめ防止策を進める。
- ・ PTAの協力を得て、スマートフォンや携帯型ゲーム機等を使ったネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深める啓発活動やネットトラブル防止に向けたアピール活動を行う。

- ・ P T A、教育振興会、生徒指導連絡協議会及び小学校と連携した挨拶運動等を実施する。

## (2) いじめの早期発見

ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からチーム担任制を生かして情報共有して的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に積極的に取り組む。

### ① 日常的な観察

- ・ 授業時は教科担任が早めに教室等へ行く。
- ・ 「生活の記録」や学級日誌、生徒との雑談や普段の授業等から情報を集め、教職員間で情報の共有に努める。また、迅速な「連絡・相談・報告・確認」に努める。

### ② アンケート調査

- ・ 「悩み、困りごと調査」を毎月1度行う。
- ・ 学期に1度、いじめアンケートを実施する。

### ③ 全員面接・希望面接

- ・ 生徒全員への定期的な全員面接（年間3回）、希望面接（年間6回）を実施する。

### ④ 家庭、地域との連携

- ・ 小学校と情報共有、保護者や地域から情報収集し、いじめの実態把握を行いやすい態勢をつくる。

## (3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた生徒の安全を確保し、「いじめ防止対策委員会」において組織的な対応を行う。また、市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて関係機関等と連携して対応する。

### ① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴する。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全と安心の確保を第一優先とする。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに生徒指導委員会、いじめ防止対策委員会で情報を共有する。
- ・ いじめ防止対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係生徒から事情聴取するなどして、いじめの事実確認を行う。
- ・ 事実確認の結果は、市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・ いじめられた生徒の心のケアや保護者への支援を行う。
- ・ 犯罪行為として取り扱われる可能性がある事案は、警察に相談又は通報し、連携して対応する。

### ② いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ・ スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた生徒の心のケアや保護者への支援を行う。
- ・ いじめられた生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、複数の教職員の協力の下、該当生徒の見守りを行うなど、環境を整える。

### ③ いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ・ いじめと確認された場合、いじめられた生徒やその保護者への謝罪、いじめた生徒への指導等について、保護者と連携して適切に対応する。
- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該生徒の健全な人格の発達に配慮した対応を行う。

### ④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

### ⑤ ネット上のいじめの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該生徒を指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に相談し、連携した対応をとる。

## (4) いじめの再発防止

同じ生徒が被害となるいじめが再発したり、いじめの対象が変わっていじめが続いたりすることを防ぐ。また、事案について検証し、同様の事案が発生しないような対策を講ずる。

① 生徒の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- ・生徒の変化を定期的に確認する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。

② 再発防止の取組

- ・互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導の充実に努める。
- ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。

3 いじめ防止対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員

※必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表等を追加する。

(2) 役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談及び通報の窓口
- ・いじめ事案の調査と対応
- ・悩み・困りごと調査の定期的な実施等とその効果的な活用

4 実践計画

月	内 容	月	内 容
4 ・ 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会①</li> <li>・Q-U調査①</li> <li>・悩み・困りごと調査①の実施</li> <li>・定期面接①、面接のまとめと対応</li> </ul>	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悩み・困りごと調査⑥</li> <li>・いじめアンケート②</li> <li>・定期面接②、面接のまとめと対応</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悩み・困りごと調査②</li> <li>・いじめアンケート①</li> <li>・希望面接①、面接のまとめと対応</li> </ul>	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悩み・困りごと調査⑦</li> <li>・希望面接⑤</li> <li>・いじめ防止対策委員会③</li> <li>・人権週間</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悩み・困りごと調査③</li> <li>・希望面接②</li> <li>・いじめ防止対策委員会②</li> <li>・情報モラルに関する講演会</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悩み・困りごと調査⑧</li> <li>・希望面接⑥</li> <li>・情報モラルに関する授業</li> </ul>
8 ・ 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報モラルに関する授業</li> <li>・悩み・困りごと調査④</li> <li>・希望面接③</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悩み・困りごと調査⑨</li> <li>・いじめアンケート③</li> <li>・定期面接③、面接のまとめと対応</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悩み・困りごと調査⑤</li> <li>・Q-U調査②</li> <li>・希望面接④、面接のまとめと対応</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画の見直し</li> <li>・いじめ防止対策委員会④</li> </ul>

5 ネットいじめ対応

- (1) ネットいじめの現状と対策に関する事例から、教職員のいじめに対する対応力を高める。
- (2) 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について理解を深める。
- (3) 学校ホームページや保護者向けのリーフレット等、様々な方法で生徒や保護者に啓発活動を行う。
- (4) ネットいじめを発見したら、情報削除や発信者情報開示など適切に対応する。必要に応じて警察署等、外部機関と連携して対応する。